

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。  
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク  
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

## キルギス共和国法

2007年5月25日付第72号

### 企業主体に対する監査の実施手順について

(キルギス共和国法 2008年10月17日付第231号、2009年4月30日付第144号、2011年5月30日付第33号、2011年7月22日付第121号、2014年5月27日付第79号、2014年12月29日付第170号、2016年4月14日付第41号、2017年6月6日付第98号、2017年10月16日付第175号、2018年8月2日付第81号、2019年3月29日付第40号、2019年12月31日付第151号、2020年3月23日付第29号、2020年5月13日付第54号による改正)

以下も参照のこと:

[キルギス共和国政府決定 2018年1月29日付第56号「企業主体に対する監査の実施手順に関する規則の承認について」](#)

本法は、委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施手順を定めると共に、監査の実施に関連した事柄について、委任を受けた機関および企業主体の権利および義務を確定し、また企業主体の活動に対する違法介入がなされた場合における、企業主体の権利保護を確定するものである。

## 第1章 総則

### 第1条 本法の適用範囲

1. 本法は、キルギス共和国の法令およびキルギス政府決定により監査実施の権限が定められた委任を受けた機関とキルギス共和国の法令に従い、その活動が監査対象となっている企業主体の関係について規制するものである。

2. (キルギス共和国法 2016年4月14日付第41号により失効)

3. 法の定める手続に従って発効したキルギス共和国が参加する国際条約が、本法と異なる規定を定めているとき、国際条約の規定が適用される。

4. 税金、非税収、関税に関する法令の遵守分野での企業主体に対する監査実施の手順は、キルギス共和国税法、非税収に関するキルギス共和国法、ユーラシア経済連合関税法および関税分野のキルギス共和国の法令によって規制される。保険料の算出と支払いに関わる国家社会保険のキルギス共和国法遵守についての企業主体に対する監査は、キルギス共和国税法典に従って実行される。

5. 本法は、以下の監査の実施手順および手続を規制しない。

- ・ キルギス共和国国立銀行によるもの。
- ・ 刑法、行政法、民法、執行訴訟の枠内での企業主体に対する監査を行う機関によるもの。
- ・ 道路の安全確保を目的としてキルギス共和国の内務機関によるもの。
- ・ キルギス共和国の国境検問所において国境、税関、入国審査、衛生、検疫、植物検疫、動物検疫に関する検査を行う機関によるもの。
- ・ キルギス共和国のアクィイカチィ（オンブズマン）によるもの。
- ・ 自動車および船舶上での活動の規制および監視について委任を受けた国家機関によるもの。
- ・ 民間航空分野の規制および監督について委任を受けた国家機関によるもの。

6. キルギス共和国の税務機関および税関機関を除き、司法機関が企業主体に対して財務監査を行うことは禁止される。キルギス共和国の税務機関および税関機関の監査調書は、基本的文書かつ企業主体に対する司法機関による財務監査を実施するための唯一の情報源であり、追加の監査を必要としない。

(キルギス共和国法 2008 年 10 月 17 日付第 231 号、2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2014 年 12 月 29 日付第 170 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2018 年 8 月 2 日付第 81 号、2019 年 3 月 29 日付第 40 号、2020 年 3 月 23 日付 29 号、2020 年 5 月 13 日付第 54 号による改正)

## 第 2 条 本法で使用される主な用語

**委任を受けた機関**とは、キルギス共和国政府が立案し、キルギス共和国議会が承認する目録に記載された企業主体に対する監査の実施について、キルギス共和国の法令およびキルギス共和国政府決定により委任を受けた行政府機関のことである。

**監査**とは、監査対象の企業主体の活動を規制するキルギス共和国の法令をそれらが遵守

しているかに対する、国家による管理または監督の任意の形態をいう。監査とは、企業主体の活動を規制するキルギス共和国の法令を企業主体が遵守しているかに対する、国家による管理または監督の任意の形態をいう。

**定期監査**とは、委任を受けた機関により承認された、企業主体の活動に対する監査の実施計画に従い、委任を受けた機関が実施する監査のことをいう。

不定期監査とは、本法第 7 条が定める事由に基づき実施される、企業主体の活動に対する監査をいう。

**定期外監査**とは、定期税務監査の実施に際して税務局機関が必要と判断したとき、第三者に対して税務局により実施される監査をいう。これには他国の税務機関からの照会に基づくもの、納税者と当該者により実施される取引に直接関係した個別書類の監査も含まれる。

**管理監査**とは、先の監査で指摘された違反が、監査対象の企業主体により排除されたかに対する監査。

**再監査**とは、定期監査の結果に対する企業主体の不服申し立てに基づいて、および、実施された定期監査に関連して、文書に反映されていない、もしくは、反映されているか定かでない幾つかの事柄を確認するために、実施される監査をいう。

**監査対象の企業主体**とは、キルギス共和国の法令の定める手続きに従い登記された、法人、個人事業者、支店および代表部のことである。

**リスク**とは、企業活動の実施による悪影響発生の可能性およびそれによる被害の予想される規模、ならびに、キルギス共和国の法令が定める義務の企業主体による不履行（不完全な履行、不適切な履行）の可能性をいう。

**リスク等級**の評価基準とは、企業主体の直接の活動に関連し、企業主体を様々なリスク等級に分類することができる量的および（あるいは）質的な指標の総体をいう。

**チェックリスト**とは、キルギス共和国の法令に規定され、その違反が人間の生命および健康、環境、市民、法人および国家の財産に対する脅威をもたらしうる監査対象の企業主体の活動に対する要件の一覧である。

(キルギス共和国法 2008 年 10 月 17 日付第 231 号、2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

### 第 3 条 企業主体の活動に対する監査の実施に係る基本原則

委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施に係る基本原則は次の通りである。

- ・ 企業主体の誠実性の推定。
- ・ 義務規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さが、企業主体の利益に反して利用されてはならない。
- ・ 企業主体がその活動において他の法規範に反する法規範を適用したとき、その行為は妥当なものであり違法とは見なされない。
- ・ 企業主体の活動に対する不介入。
- ・ 委任を受けた機関の活動における合法性、客観性、公開性。
- ・ 監査を実施する際に、官庁および官庁間の管理および監督と同じことを繰り返さない。
- ・ 委任を受けた機関による監査の実施に係る資金源は国家予算のみである。
- ・ 監査対象となる義務規定は、キルギス共和国の法令、政府決定により定められる。
- ・ その遵守が監査対象となる義務規定を定めるキルギス共和国の法規範的文書について、委任を受けた機関は企業主体に必ず知らせる。
- ・ 監査の実施における継続性および迅速性。つまり、定められた期日内に、できる限り早く全ての監査を実施する。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

### 第 4 条 監査の実施における制限

委任を受けた機関およびその公職者には、次が禁じられる。

- ・ 監査の実施に際して、監査対象の企業主体から罰金およびその他の支払いを現金で直接徴集すること。全ての支払いは、然るべき決済口座および出納・金融機関を通じてのみ行われるものとする。
- ・ 監査の実施により国庫収入となる金銭的および行政的制裁およびその他の支払いの金額から、一部を差し引いて受けること。
- ・ 監査の対象でない、あるいは監査項目に無関係の書類、情報、製品サンプル、環境および製造環境の検査サンプルの提出を要求すること、ならびにそれらの書類の原本を没収すること。
- ・ キルギス共和国の法令に違反して得られた監査対象の企業主体に関する情報を、収集、保管、利用、公開すること。
- ・ キルギス共和国の法律で定められた場合を除き、監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の秘密に該当する情報を公開すること。
- ・ 公職者がその名において活動する国家による管理および監督機関の権限に含まれ

ない要求である場合に、法令で定められた義務規定および要件の遵守状況を監査すること。

- ・ 匿名の申告、つまり市民、企業家その他の者からの連絡先情報(住所、電話番号等)の示されていない申告にもとづいて定期あるいは不定期の立入り監査を行うこと。
- ・ 指導者、その他の役職者あるいは法人の委任を受けた代表者、個人事業主、その委任を受けた代表者が不在の中で定期あるいは不定期の立入り監査を行うこと、ただし、本法第7条第1部第2項および第5部に定める根拠にもとづく監査の場合を除く。
- ・ 製品サンプル、環境および製造環境の検査サンプルを、それらのサンプルの採取記録を所定の形式で作成せずに、また国家規格、サンプル採取規則、サンプルの検査、試験、測定の方法、技術規定あるいはそれらの発効日以前に有効なその他の技術規定書類、検査、試験、測定の規則および方法が定める量を超えて検査、試験、測定のために採取すること。
- ・ 所定の監査実施期間を超過すること。
- ・ 法人、個人事業主に対し、それらの負担による管理措置実施の指示書あるいは提案書を発行すること。

(キルギス共和国法2011年7月22日付第121号、2016年4月14日付第41号、2019年12月31日付第151号による改正)

キルギス共和国法2019年12月31日付第151号により第4条の公用語の文言を変更。

## 第2章 監査の実施手順

### 第5条 監査の種類

本法に従い、次の種類の監査が行われる。

- ・ 定期監査。
- ・ 不定期監査。
- ・ 定期外監査。
- ・ (第4節はキルギス共和国法2016年4月14日付第41号により失効)
- ・ 管理監査。
- ・ 再監査。

(キルギス共和国法2016年4月14日付第41号による改正)

### 第6条 定期監査

1. 定期監査は、戦略的計画および監査計画にもとづいて行われる。

戦略的計画は、1年ごとに作成され、各分野に関する量的指標を含む。戦略的計画は、定期

監査を実施する年の前年の 11 月 15 日までに企業活動発展に関して委任を受けた機関との間で調整される。

戦略的計画にもとづいて年間あるいは四半期の監査計画が作成され、定期監査を実施する年の前年の 12 月 1 日までに、あるいは計画に含まれる四半期の始まる 30 暦日前に、企業活動発展に関して委任を受けた機関との間で調整される。

監査計画は、委任を受けた機関のオフィシャル・サイト、ならびに委任を受けた機関の建物内の自由に立入り可能な場所に必ず公表しなければならない。

年間計画の実施状況に関する情報は、委任を受けた機関のオフィシャル・サイト、ならびに委任を受けた機関の建物内の自由に立入り可能な場所に、報告年度の次の年の 4 月 1 日まで、あるいは報告対象の四半期の終了後 10 営業日以内に公表する。

2. 委任を受けた機関は、当該分野における企業活動に伴うリスクの等級を評価するための基準を策定する。

企業活動に伴うリスク等級の評価基準は、委任を受けた機関の提言によりキルギス共和国政府が承認する。

3. リスクの程度を考慮して、すべての監査対象の企業主体は高、中、低の 3 つのリスク等級のいずれかに分類される。

委任を受けた機関は、リスク等級にしたがって定期監査実施の頻度を決定するが、高リスク主体およびエネルギー分野の高リスク監査対象の企業主体が所有する設備に対しては年に 1 回以下、公衆衛生・伝染病の高リスク主体に対しては年に 2 回以下、中リスク主体に対しては 3 年に 1 回以下、低リスク主体に対しては 5 年に一回以下とする。

キルギス共和国政府は、低リスク等級に分類された監査対象の企業主体に対して定期監査を免除する条件を決定する。

4. リスク等級の判定およびそれに伴う監査実施頻度の決定が主体にとって不可能である場合、当該主体は低リスク主体に分類される。

5. 委任を受けた機関は、同種の監査対象の企業主体のグループに対し、チェックリストを作成しなければならない。

チェックリストは、キルギス共和国の法令にしたがって義務ではない要件の遵守に関する問題を含んではならない。

チェックリストの形式は、委任を受けた機関と企業活動発展に関して委任を受けた機関の共同命令により承認され、それらの機関のオフィシャル・サイトで公表される。

チェックリストを使用せずに定期監査を実施することは禁止される。

6. 委任を受けた機関は、監査実施日の 10 暦日前までに監査対象の企業主体に監査実施を文書で通知したことを条件に定期監査を実施する。

通知には以下が記載されていること。

- ・ 定期監査実施の開始日および終了日。
- ・ 活動が監査対象である法人の名称あるいは個人事業主の姓、名および父称。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査機関の公職者の役職、姓およびイニシャル。

通知は、委任を受けた機関の費用負担により書留郵便あるいは電報で送付、あるいは監査対象の企業主体の指導者あるいは委任を受けた者に署名と引き換えに直接手渡される。

監査対象の企業主体の指導者あるいは委任を受けた者は、通知の受領後、定期監査実施のために指定された日時に監査対象の施設で立ち会わなければならない。

監査対象の企業主体は、定期監査実施の通知を受け取っていない場合、委任を受けた機関の公職者に対し定期監査の実施を拒否する権利を有する。

7. 食品の製造、保管、輸送および販売に対する要件の遵守に関する定期監査は事前通知なしに行われる。

8. 新しく設立された企業主体に対する監査は、法人あるいは個人事業主として国家登録された日から 3 年間行われない。

9. キルギス共和国政府は、活動による悪影響発生の可能性の不在を理由に定期監査を免除される企業活動の種類の一覧を作成する。

10. 市民の生命の安全および健康、環境保全に係る監査結果は、しかるべき分野の監査実施権限を有する委任を受けた機関のサイトで公表され、その他の立入り自由な場所に掲載される。

11. 住民サービスに関連する活動を行う監査対象の企業主体は、監査結果を消費者に周知しなければならない。監査結果を消費者に周知する活動の種類、公開する情報の量および手順は、キルギス共和国政府が定める。

(キルギス共和国法 2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改正)

## 第 7 条 定期外監査

1. 不定期監査実施の根拠は以下の通りである。

- 1) 委任を受けた機関が、監査対象の企業主体から監査実施に関する申請を受けた。

2) 委任を受けた機関が、個人あるいは法人から監査対象の企業主体による申告者の権利および利益の侵害に関して文書による申告、地方自治体の長から監査対象の企業主体による当該自治体の住民の権利および利益の侵害に関し、企業主体がキルギス共和国の法令に違反したことを確認できる資料その他の情報を添えた文書による陳情を受けた。

2. 委任を受けた機関宛の姓、名、父称および住所を特定できない者による申告は、監査実施の根拠とならない。

3. 不定期監査の実施期間は3営業日を超えてはならない。

本条第1部第2項に定める苦情を受け取った場合、委任を受けた機関は、苦情を検討、調査し、15営業日以内に根拠のある決定を下さなければならない。

4. 不定期監査は、その実施の根拠となった問題の枠を超えてはならない。

5. 人間の生命および健康に関連する場合（感染症の発生および流行、感染症以外の集団罹患（中毒）、技術的要因の事故）、監査は、住民の健康に許容できない影響を及ぼす原因および発生源を特定し、それらの影響の防止および排除を目的として、文書による指令（命令、指示）なしに急遽行うことができ、7営業日以内に企業活動発展に関して委任を受けた機関に通知される。

*（キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正）*

## **第 8 条 対面監査**

*（キルギス共和国法 2008 年 10 月 17 日付第 231 号により失効）*

## **第 9 条 管理監査**

管理監査は、前回の監査で指摘された違反が監査対象の企業主体により排除されたことを確認する目的で実施され、その目的の枠を超えることはできない。

管理監査は、指摘された違反を排除するために監査対象の企業主体に提示された期間が経過した後にものみ実施できる。

管理監査は、本法第 11 条第 3 部に定める手順に従って実施される。

管理監査の期間は、2 営業日を超えてはならず、小規模企業については 1 営業日を超えてはならない。

*（キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正）*

## **第 10 条 再監査**

1. 再監査は、企業主体が監査結果に同意しない場合に限り実施される。再監査を実施す



るための根拠となるのは、委任を受けた機関への、監査を受けた者による、監査結果に対する不服申し立てである。

委任を受けた機関は、企業主体の不服申し立てを 30 日以内に検討し、正当な決定を下さなければならない。

2. 再監査は、本法第 12 条第 2 項および第 3 項に定められた規定に従い、実施される。

3. 再監査を実施するとき、定期監査の全ての事項について監査を実施することは禁じられる。

再監査の対象となるのは、不服が申し立てられた定期監査の結果のみである。

## 第 11 条 監査の実施手順

1. 定期監査および不定期監査は、監査対象の企業主体によるキルギス共和国の法令遵守を管理する目的で実施されるものであり、事業者に対して金銭的制裁またはその他の制裁を科す目的を有するものではない。

2. 定期監査の実施過程で法令違反が見つかった場合、監査機関の公職者は、違反内容を監査対象の企業主体に説明しなければならず、違反の排除が人間の健康および生命の保護に関する安全確保に影響を与える場合は 3 日以内、その他の場合は 30 日以内の違反排除義務が記載された書面による警告を監査対象の企業主体に対して提示する権利のみを有する。定期監査の実施過程で、高リスク監査対象企業主体による感染症の発生および流行、感染症以外の集団罹患（中毒）、技術的要因の事故の直接的な脅威をもたらす違反が見つかった場合、行政責任に関する法令が定める対策をただちに適用することがある。

3. 本条第 2 部第 1 節に示す期間の経過後、委任を受けた機関は管理監査を実施する。管理監査の過程で、違反が排除されていない事実が判明した場合、委任を受けた機関の公職者は監査対象の企業主体に対してキルギス共和国の行政責任法が定める対策を適用する。

4. 本条第 1 部第 2 節および第 6 部の規則は、本法第 10 条に示す根拠にもとづき実施される監査には適用されない。

5. 同じ監査対象について複数の国家機関が企業主体を監査することは認められない。

6. 定期監査が実施された日から 3 年を経過した後に、この定期監査で把握された期間の企業主体の活動を監査することは禁じられる。

7. 経済状況の改善を目的として、例外的な場合に、キルギス共和国政府は企業主体の監査実施を一時的に禁止する（モラトリアム）ことができる。

*(キルギス共和国法 2011 年 5 月 30 日付第 33 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)*

## 第 12 条 委任を受けた機関による監査の実施を組織する手順

1. 監査対象の企業主体の活動の監査は、委任を受けた機関の公職者によって実施される。

2. 監査対象の企業主体の活動の監査は、委任を受けた機関の指令（命令、指示）に基づき実施される。

指令（命令、指示）には、次が記載される。

- ・ 監査の実施に関する指令（命令、指示）の番号および日付。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施するよう委任された公職者の氏名。
- ・ 監査を受ける企業主体の名称および住所、または、個人事業者の氏名。
- ・ 監査対象の企業主体の名称および住所、あるいは個人事業主の姓、名、父称。
- ・ 実施される監査の目的および対象。
- ・ 監査実施の法的根拠。
- ・ 監査の開始日および終了日。

3. 監査の実施に関する 2 部からなる指令（命令、指示）は、委任を受けた機関の指導者の署名および公印により証明される。監査の実施に加われるのは、指令（命令、指示）に示された者のみである。

指令（命令、指示）は、管理監査実施の指令（命令、指示）を除き、企業活動発展に関して委任を受けた機関との間で合意される。

エネルギー分野の企業主体の監査実施に関する指令（命令、指示）は、その地理的位置（所在地）を考慮し企業主体グループについて調整する。

4. 定期監査の実施期間は、15 暦日を超えてはならず、小規模企業の場合は 5 暦日を超えてはならない。特別な検査、試験、鑑定の実施が必要な場合、監査を実施する委任を受けた機関の長の書面による指令（命令、指示）に基づきこの期間を延長することができるが、10 暦日以内で一回限りとする。

*(第 2 節は、キルギス共和国法 2017 年 10 月 16 日付第 175 号により失効。)*

*(キルギス共和国法 2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2017 年 10 月 16 日付第 175 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改正)*

### 第 13 条 検査官監査簿

1. 委任を受けた機関により実施された監査対象の企業主体に対する監査は、検査官監査簿に記録される。

2. 委任を受けた機関の公職者は、監査の実施を開始するとき、検査官監査簿に次を記帳しなければならない。

- ・ 国家機関の名称。
- ・ 監査実施の開始日および終了日。
- ・ 監査の対象および根拠。
- ・ 監査を実施する公職者の氏名、役職、および、その署名。

3. 監査対象の企業主体に検査官監査簿がない場合には、監査文書または報告書に然るべき記録がなされる。

4. 検査官監査簿の書式、および、実施される監査の検査官監査簿への登録手順は、キルギス共和国政府により定められる。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

### 第 14 条 監査の実施を目的とした敷地または建物への進入

1. 委任を受けた機関の公職者は、監査対象の企業主体の敷地または建物に立入る際、身分証明書、および監査対象の企業主体に対する監査の実施に関する委任を受けた機関の長による指令（命令、指示）を提示しなければならない。

2. 委任を受けた機関の公職者が、監査対象の企業主体の営業時間外にその敷地または建物に立ち入ることは許されない（本法第 7 条第 4 部に定める場合、ならびに本法の要件の違反の場合を除く）。

(キルギス共和国法 2009 年 4 月 30 日付第 144 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改正)

キルギス共和国法 2019 年 12 月 31 日付第 151 号により第 14 条の公用語の文言を変更。

### 第 15 条 監査結果の作成手順

1. 監査をおこなった委任を受けた機関の公職者は、監査結果について、所定の書式による文書を 2 部作成する。

文書には、次が記載される。

- ・ 文書が作成された日付、時間、場所。

- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施する根拠となった、指令（命令、指示）の日付および番号。
- ・ 監査を実施した公職者の氏名、身分証明書番号、役職。
- ・ 監査対象の企業主体の名称および住所、あるいは個人事業主の姓、名、父称。
- ・ 監査が実施された日付、時間、場所。
- ・ 見つかった違反を含む、監査結果に関する情報。
- ・ 監査対象の企業主体の代表者あるいは個人事業主が、監査結果に目を通した、あるいは目を通すことを拒んだことに関する情報、これらの者の署名。
- ・ 企業主体の代表者、または、個人事業者が、監査結果に目を通した、または、目を通すことを拒んだことに関する情報。これらの者の署名。
- ・ 監査を実施した公職者の署名。

文書には、実施された調査、標本（試料）の採取に関する文書、実施された試験および鑑定  
の報告書が添付される。

2. 添付のコピーを添えた文書の一部は、受領署名と引き換えに監査対象の企業主体の指導  
者またはその他の全権代表に手交、あるいは受取確認付書留郵便で送付される。

監査結果に関係なく、文書は監査人、監査対象の企業主体の指導者または他の全権代表に  
より署名される。文書に記載された事実と不同意の場合、監査対象の企業主体の指導者また  
はその全権代表は、文書に署名した上で異議のある旨を記録しなければならない。監査対象  
の企業主体は、書面による説明および異議の理由を記した書類を、文書を受領した日から 10  
日以内に、委任を受けた機関に送付する。

3. (キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号により失効)。

4. 監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の  
秘密に該当する情報を内容として含む監査結果は、キルギス共和国の然るべき法律が定め  
る規定を遵守して、作成される。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改  
正)

キルギス共和国法 2019 年 12 月 31 日付第 151 号により第 15 条の公用語の文言を変  
更。

## 第 15<sup>1</sup> 条 企業活動発展に関して委任を受けた機関による監査に関する法令のモニタリン グの実施

1. 企業活動発展に関して委任を受けた機関およびその地域支部は、本法が規制するすべ  
ての種類の監査について委任を受けた機関が監査に関する法令を遵守しているか否かモニ

タリングする機能を担う。

2. 企業活動発展に関して委任を受けた機関は、モニタリング実施のために監査対象の企業主体の権利および法的利益を擁護する組織と協力する。

(キルギス共和国法 2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

## 第 15<sup>2</sup>条 監査データベース

1. 委任を受けた機関は、監査対象に関する電子データベースを運営する

2. 監査対象に関するデータベースの組織および運営の手順は、キルギス共和国政府が定める。

(キルギス共和国法 2011 年 7 月 22 日付第 121 号による改正)

## 第 3 章 監査の実施における双方の権利、義務、責任

### 第 16 条 委任を受けた機関および監査をおこなう公職者の義務および権利

1. 委任を受けた機関は、次の義務を負う。

- ・ 国家予算から監査への融資を調達する。
- ・ 監査対象の企業主体の所在地、または企業活動が行われている場所で監査を実施する。
- ・ 監査に関する規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さを、監査対象の企業主体の利益に反して利用しない。
- ・ 監査に関するキルギス共和国の法令の規定について、正しい履行を監査対象の企業主体に説明する。

2. 監査を実施する公職者は、次の義務を負う。

- ・ 身分証明書を提示し、監査実施に関する指令（命令、指示）を監査対象の企業主体に一部趣向する。
- ・ 実施された監査を、検査官監査記録簿に記帳する。
- ・ キルギス共和国の法令および監査の実施に関する指令（命令、指示）に厳格に従った監査を実施する。
- ・ 監査対象の企業主体の営業時間に、その全権代表の立ち会いのもとで監査を実施する。
- ・ 監査対象に関係する書類およびその他の資料を要求する。
- ・ 監査を実施する上で必要最小限の量の標本（試料）を採取する。
- ・ 監査対象の企業主体の求めに応じ、法令、申告（監査の根拠が申告である場合）、

ならびにその他の監査実施の根拠となる文書を提示する。

- ・ 監査の過程で見つかった違反を、キルギス共和国の法令の規定(規範)で裏付ける。
- ・ 機密情報、および、監査の結果として得られた、公開することで監査対象の企業主体に損害をもたらしうる情報を公開しない。

3. 監査を実施する公職者は、次の権利を有する。

- ・ 企業主体に対して書類を要求し、監査の実施に直接関係する事柄に関する情報および説明を得る。
- ・ 必要に応じて、抜き書きをし、書類のコピーを取る。
- ・ 建物、設備、その他の財産の検査を実施する。但し、こうした検査が監査の実施に関係するものである場合に限る。
- ・ 製造工程を観察する。但し、監査が技術的要求事項の遵守に関係する場合に限る。
- ・ 監査対象の企業主体が監査人の正当な要求を遂行することを拒否した場合、またキルギス共和国の法令に違反した場合、監査対象の企業主体の役職者の責任を追求する措置を適用する。

4. 監査を実施する公職者には、次のことが禁じられる。

- ・ 監査の実施に対して、監査対象の企業主体から何らかの報酬を要求する、あるいは受け取ること。
- ・ 監査対象の企業主体による違反の事実を、その活動に介入する根拠として利用すること。

(キルギス共和国法 2011 年 7 月 22 日付第 121 号、2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改定)

キルギス共和国法 2019 年 1 月 31 日付第 151 号により第 16 条の公用語の文言を変更。

## 第 17 条 監査の実施における監査対象の企業主体の義務および権利

1. 監査対象の企業主体は、以下の義務を負う。

- ・ 監査を実施する公職者の正当な要求に従い、監査を実施する上で必要な書類およびその他の資料を提出する。
- ・ 監査を実施する公職者に協力する。

2. 監査対象の企業主体は、以下の権利を有する。

- ・ 監査を実施する公職者に対して、身分証明書、および、監査を実施する根拠である書類の提示を求める。
- ・ 本法第 6 条第 7 部に定める場合を除き、定期監査実施に関する通知を受け取って

いない場合に、監査を行う公職者に監査を実施させない。

- ・ 監査を実施する公職者の要求が監査対象に無関係であるとき、この公職者の要求を遂行しない。
- ・ 実施された監査について検査官監査記録簿に記帳するよう、監査を実施する公職者に要求する。
- ・ 監査を実施する公職者から、監査の実施に対する指令（命令、指示）のコピー、また、監査結果を反映する書類 1 部を受け取る。
- ・ キルギス共和国の行政活動および行政手続の基本に関する法令に定める手順に従って、監査実施期間の延長決定に不服を申し立てる。
- ・ キルギス共和国の行政活動および行政手続の基本に関する法令に定める手順に従って、監査結果に不服を申し立てる。
- ・ 定期監査の実施時に本法第 4 条第 9 節に定める者の立ち会いが不可能な事情がある場合、監査の開始に関する通知を受け取った日から 3 営業日以内に、通知に記載された期日に監査を実施することが不可能である旨を委任を受けた機関に通知し、他の期日について合意する。監査開始日の変更は一回限り認められる。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2017 年 10 月 16 日付第 175 号、2019 年 12 月 31 日付第 151 号による改正)

キルギス共和国法 2019 年 1 月 31 日付第 151 号により第 17 条の公用語の文言を変更。

## 第 18 条 監査の実施に際して見つかった違反の事実に基づき適用される措置

1. 監査の実施過程で監査対象の企業主体によるキルギス共和国の法令違反が判明した場合、委任を受けた機関はその権限の範囲内で、判明した違反を排除し、人間の健康および生命、その財産、環境に損害をもたらす可能性を防止する措置を講じ、ならびに本法第 11 条に定める手順により法令が規定する対策を適用しなければならない。

2. 監査の実施に際して、商品（業務、役務）が、ユーザーの生命、健康、財産、および、環境に、被害をもたらすことが立証されるとき、委任を受けた機関は、被害を防止する措置を適用し、また、任意の可能な方法で、危険な商品（業務、役務）に関する情報をユーザーに知らせなければならない。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

## 第 19 条 監査の実施における企業主体の権利の国家による保護

監査の実施における企業主体の権利は、行政および（または）裁判により保護される。監査を実施する公職者の行為および委任を受けた機関の決定に対して、行政活動および行政手続の基本に関するキルギス共和国の法令が定める手順に従って不服を申し立てることができる。行政陳情に関する決定に不同意の場合、企業主体は裁判に訴える権利を有する。

罰金の形での懲戒処分に関する、委任を受けた機関の決定に対して、企業主体による不服申し立てがなされたとき、不服申し立てが本質的に解決されるまで、この徴収は停止される。  
(キルギス共和国法 2017 年 10 月 16 日付第 175 号による改正)

#### **第 19<sup>1</sup>条 本法の重大な違反を伴って実施された監査結果の無効。**

委任を受けた機関が、本法が監査の組織と実施に関して定める要件の重大な違反を伴って実施した監査の結果は、無効とされ、監査対象の企業主体がキルギス共和国の法令に違反した証拠とならない。

重大な違反とは以下の場合である。

- ・ 監査実施の根拠がない。
- ・ 指令（命令、指示）がない。
- ・ 本法第 6 条第 7 部の定める場合を除き、監査実施通知の期日が守られていない。
- ・ 本法第 4 条の要件に対する違反。
- ・ 企業活動発展に関して委任を受けた機関との間で指令（命令、指示）の合意がない（管理監査実施の指令（命令、指示）を除く）。
- ・ 委任を受けた機関の権限に含まれない監査の指定。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号による改正)

#### **第 20 条 監査の実施における委任を受けた機関の責任**

1. 委任を受けた国家機関、および、その公職者は、監査を実施する際に自らの役割および職務を悪用したとき、また、違法な行為（不行為）をおこなったとき、キルギス共和国の法令に従い、責任を負う。

2. 監査対象の企業主体に対する監査の実施に際して違法な行為（不行為）を行った、委任を受けた国家機関の公職者は、その罪が裁判により確定した後、委任を受けた国家機関において何らかの役職に就くことができない。

3. 企業主体がキルギス共和国の法令に違反したとする監査結果が裁判で否定された場合、および監査を実施した公職者の罪が裁判で確定した場合、当該公職者は役職を解任される。

4. キルギス共和国の法令違反で有罪となった公職者に対して適用された措置について、委任を受けた国家機関は、権利および正当な利益を侵害された監査対象の企業主体に一ヶ月以内に通知しなければならない。

5. 監査対象の企業主体の権利を侵害した、委任を受けた国家機関およびその公職者の違法行為により、また委任を受けた国家機関およびその公職者がキルギス共和国の法令の定



める義務を不適切に遂行した結果監査対象の企業主体が被った損失は、逸失利益を含め、当該公職者および委任を受けた国家機関が補償しなければならない。

(キルギス共和国法 2016 年 4 月 14 日付第 41 号、2017 年 6 月 6 日付第 98 号による改正)

## 第 21 条 監査の実施における企業主体の権利の社会的保護

1. 組織は、法的組織形態に関係なく、定款規定に従い、本法に基づいた企業主体の権利および正当な利益を守る権利を有する。

2. 組織は、委任を受けた機関によるキルギス共和国の法令に反する規範的文書に対する異議申し立てを、検察機関に要請する権利を有する。

3. 組織は、企業主体の権利および正当な利益の保護、また、企業主体の特定されない対象の保護について、裁判所に訴える権利を有する。

## 第 22 条 最終規定

1. 本法は、公布された時点より 3 カ月を経て効力を発する。

2. キルギス共和国政府および委任を受けた機関は、本法が発効するまでに、

- ・ その規範的文書を本法に適合させるものとする。
- ・ 本法の遂行に必要な規範的文書を新たに採択するものとする。

3. キルギス共和国政府は、承認を受けるため、本法が発効した時点より 6 カ月以内に、本法の採択に関連したキルギス共和国の立法機関制定法の改正および追加に関する法案、および、企業主体の監査を実施する委任を受けた機関の目録を、然るべき手続きに従い、キルギス共和国議会に提出する。

キルギス共和国大統領

K. バキエフ